【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年３月28日
【会社名】	株式会社日住サービス
【英訳名】	The Japan Living Service Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　大　原　　修
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田１丁目11番4-300号
【電話番号】	06-6343-1841(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理担当　小　寺　　隆
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田１丁目11番4-300号
【電話番号】	06-6343-1841(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理担当　小　寺　　隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

平成28年３月25日開催の当社第40回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年３月25日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金８円及び創業40周年記念配当として金２円を加え合計１株につき金10円

総額154,451,120円

ロ　効力発生日

平成28年３月28日

第２号議案　定款一部変更の件

イ　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易しに、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第23条及び第30条の一部を変更する。

ロ　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します）

変更前	変更後
第４章　　取締役及び取締役会 (社外取締役との責任限定契約) 第23条　当会社は、会社法第427 条第1 項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その社外取締役の同法第423 条第1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	第４章　　取締役及び取締役会 (取締役との責任限定契約) 第23条　当会社は、会社法第427 条第1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その取締役の同法第423 条第1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第５章　　監査役及び監査役会 (社外監査役との責任限定契約) 第30条　当会社は、会社法第427 条第1 項の規定により、社外監査役との間に、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その社外監査役の同法第423 条第1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	第５章　　監査役及び監査役会 (監査役との責任限定契約) 第30条　当会社は、会社法第427 条第1 項の規定により、監査役との間に、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その監査役の同法第423 条第1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役として、大原　修、小寺　隆、犬伏健次、新名和子、三河　大、橋口純一、有田恵光、山本　一、中村　友彦及び朝家　修を選任する。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役として、林　大司、片岡　直次氏を選任する。

第５号議案　補欠監査役２名選任の件

補欠監査役として、大木　一夫、山本　彼一郎氏を選任する。

第６号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を一部改定のうえ更新する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合（%）
第１号議案 剰余金処分の件	13,059	11	0	(注) 1	可決　(99.92%)
第２号議案 定款一部変更の件	13,057	13	0	(注) 2	可決　(99.90%)
第３号議案 取締役10名選任の件					
大原　　修	13,037	33	0	(注) 3	可決　(99.75%)
小寺　　隆	13,036	34	0		可決　(99.74%)
犬伏　健次	13,037	33	0		可決　(99.75%)
新名　和子	13,035	35	0		可決　(99.73%)
三河　　大	13,037	33	0		可決　(99.75%)
橋口　純一	13,037	33	0		可決　(99.75%)
有田　恵光	13,034	36	0		可決　(99.72%)
山本　　一	13,037	33	0		可決　(99.75%)
中村　友彦	13,036	34	0		可決　(99.74%)
朝家　　修	13,036	34	0		可決　(99.74%)
第４号議案 監査役２名選任の件					
林　　大司	13,055	15	0	(注) 3	可決　(99.89%)
片岡　直次	13,056	14	0		可決　(99.89%)
第５号議案 補欠監査役２名選任の件					
大木　一夫	13,056	14	0	(注) 3	可決　(99.89%)
山本彼一郎	13,056	14	0		可決　(99.89%)
第６号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件	13,046	24	0	(注) 1	可決　(99.82%)

(注) １．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認のできていない議決権の数は、賛成、反対、棄権の数に加算しておりません。

以上